

～伐採した河川内の木を無料で差し上げます～

河川内の樹木の伐採により発生した木について、有効利用を図るため、下記のとおり希望の方に無料で差し上げます。

記

■配布期間:3月26日(火)～4月30日(火)

- ・木が無くなり次第終了します。

■配布場所

- ① 韮崎市栄二丁目地先の釜無川河川敷内(塩川大橋下流)
- ② 南アルプス市東南湖地先の釜無川河川敷内(三郡西橋上流)

■配布の条件など

- ・ハリエンジュなど長さ2m程度の木です。
- ・積込み・運搬は、ご自身でお願いします。
- ・個人での大量なご利用は、ご遠慮ください。
- ・第三者に販売・譲渡など商業目的の方は、ご遠慮ください。
- ・一般の河川利用者や、他の方への配慮及び車両の注意をお願いします。
- ・配布場所②は出入口にゲートがあり、平日・土曜の7時～16時30分の間、開放します。その他の時間は施錠しますのでご注意ください。

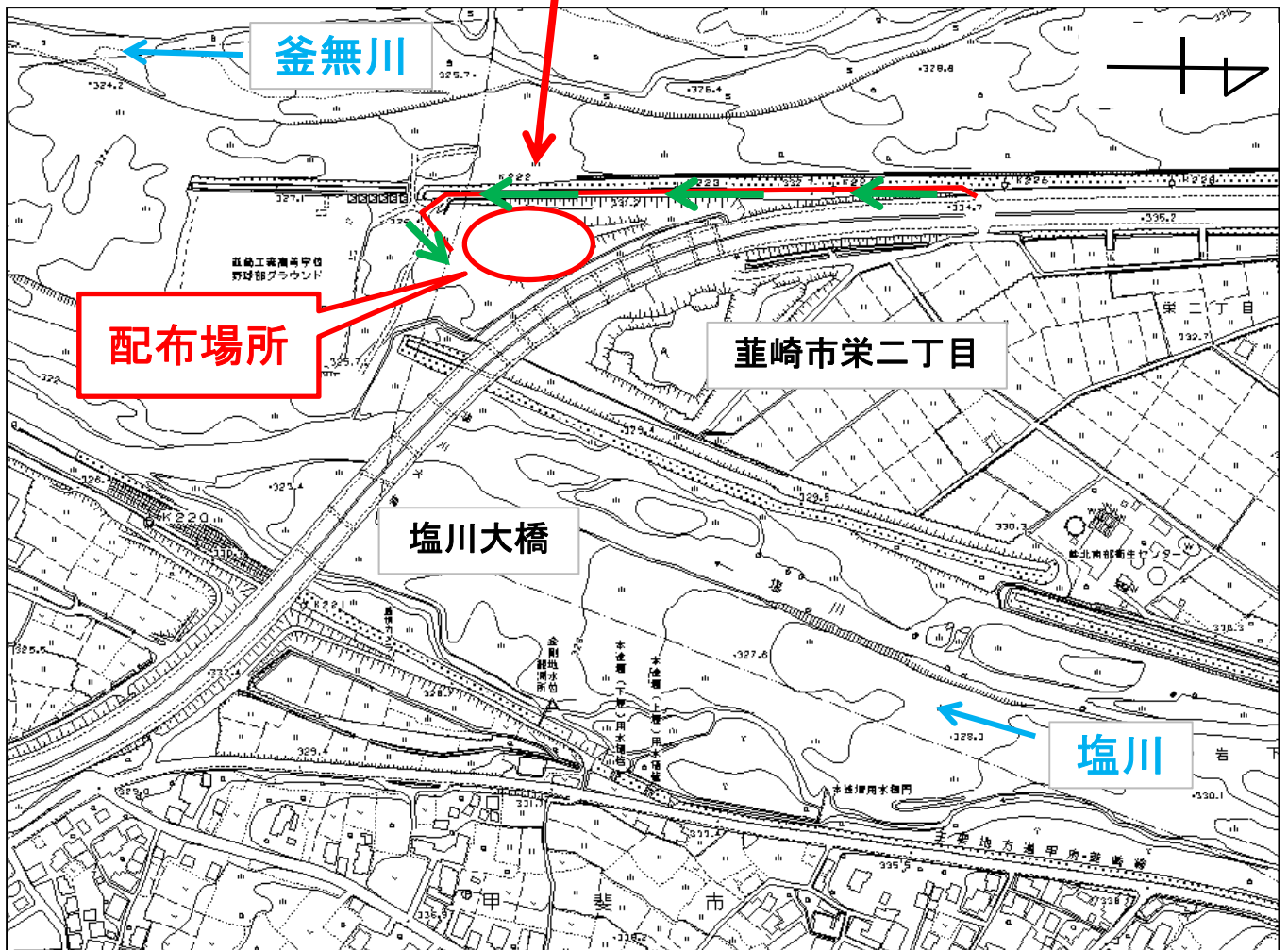
富士川を管理する国土交通省甲府河川国道事務所では、河川内の樹木を適切に管理するため下記の理由などにより伐採を行っています。

- ・洪水時に水の流れを障害。
- ・河川の状況を把握するための支障。
- ・流木となり下流の堤防や橋梁等の施設に悪影響を及ぼす。
- ・防犯上などのため、自治体などからの要望など。

■問い合わせ先

国土交通省 甲府河川国道事務所 富士川上流出張所
電話 055-272-0040

配布場所: 韮崎市栄二丁目地先の河川敷内(塩川大橋下流)



配布場所：南アルプス市東南湖地先の河川敷内(三郡西橋上流)

